



地質調査資料の整備について（通知）

技術基準の種類: 技術管理
通知日: 平成 4 年 4 月 7 日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

発管秘第 2 号
平成 4 年 4 月 7 日

土木部長

地質調査資料の整備について（通知）

このことについて、平成 4 年 2 月 2 1 日付発管第 2 0 9 号で通知したところですが、下記のとおり定めましたので適用してください。

記

- 「資料整理とりまとめ」に係る標準歩掛
「業務関係積算基準及び標準歩掛第 2 編第 7 節の資料のとりまとめ（2 - 2 - 1 7）」により、資料整理業務を行うこととしている。
ただし、地質調査資料整理様式による用紙への記入のみを行う場合は、別紙標準歩掛による。
- 鳥取県における発注機関の分類コード
地質調査資料整理様式 A に記入する発注機関の分類コードを、別添のとおり定める。

（別 紙）

地質調査資料整理

1. 適用及び条件
地質調査資料の整理は、地質調査資料様式（J A C - C 様式）による用紙への記入を行うものである。

2. 資料整理
積算にあたっては、次表を標準とする。

1 0 本 当 り

単 位	地質調査技師	主任地質調査員	地 質 調 査 員	摘 要
一般的事項（様式 A）		0. 1	0. 3	
柱状図・地質区分（様式 B）		0. 6		
標準貫入試験（様式 C）		0. 5		
土質試験（様式 D）			0. 4	
孔内載荷試験（様式 E1）			0. 3	
現場透水試験（様式 E2）			0. 3	
P・S 波速度（様式 E3）		0. 5		

注）直接労務費は、諸経費の対象とする。

鳥取県における発注機関の分類コード表

表－1 大分類コード（1桁）

コード	種 類
1	官 公 庁
2	地方自治体

表－2 中分類コード（2桁）

コード	地方自治体名
61	鳥 取 県

表－3 小分類コード（3桁）

コード	部 局 名
10	土 木 部
99	そ の 他

※小分類（表－3）の1カラムは空ランとする。

表－4 細分類コード（2桁）

コード	部 局 名	コード	部 局 名	コード	部 局 名
01	管 理 課	07	砂 防 利 水 課	13	米子土木事務所
02	道 路 課	08	建 築 課	14	根雨土木事務所
03	都市計画課	09	営 繕 課	15	鳥取港湾事務所
04	下 水 道 課	10	鳥取土木事務所	99	そ の 他
05	河 川 課	11	郡家土木事務所		
06	港 湾 課	12	倉吉土木事務所		

表－5 課分類コード（2桁）

コード	部 局 名
01	維持管理課
02	工務第一課
03	工務第二課

コード	部 局 名
04	建 築 課
99	そ の 他